

産業廃棄物処理業許可申請書・変更届出書における押印省略について

熊本県環境生活部環境局循環社会推進課

令和7年9月

1 概要

これまで押印、原本及び公的書類原本提出を必要としていた書類について2のと通りの取扱いとします。

2 対象書類一覧

種類	現行押印・提出等書類	省略等の対応	注意事項等
押印書類	申請書第1面(申請書記名押印欄)	押印省略可	
	変更届出書	押印省略可	
	誓約書	押印省略可	
	土地賃貸借契約書	写し可	原本証明、原本照合共に不要
	変更許可申請書類省略申立書	押印省略可	
	優良認定: 誓約書	押印省略可	
	優良認定: 熊本県内に事業所がない旨の(納税証明書等省略)申立書	押印省略可	
	政令使用人申立書	押印省略可	
	収支計画書	押印省略可	
	屋号使用届出書	押印省略可	
	委任状(行政書士等)	押印省略可	
	許可証再交付申請書	押印省略可	本人確認書類の写し(代表者又は申請等担当者の運転免許証、住民票の写し等の公的証明書類)の提出が必要。
	定款(原本証明)	証明の押印省略可	原本と相違ない旨の証明文の記載が必要(押印は不要)。
原本提出	(土地・施設・車両)使用承諾書	署名により押印省略可(写し可)	記名押印又は署名(押印不要)が必要。ただし、共に提出は写しでも可とする。
	講習会修了証	写し可	原本提出不要。ただし原本証明(押印省略可)が必要。原本提出の場合は返信用封筒が必要。
	PCB講習会修了証	写し可	原本提出不要。ただし原本証明(押印省略可)が必要。原本提出の場合は返信用封筒が必要。
	産業廃棄物処理施設技術管理者修了証	写し可	原本提出不要。ただし原本証明(押印省略可)が必要。原本提出の場合は返信用封筒が必要。
公的証明書	先行許可証	写し可	原本提出不要。ただし原本証明(押印省略可)、先行許可証として使用する旨、役員等に変更がない旨の記載が必要。原本提出の場合は返信用封筒が必要。
	法人登記簿(履歴事項全部証明書)	提出(従来どおり)	
	住民票の写し	提出(従来どおり)	
	登記されていないことの証明書	提出(従来どおり)	
	納税証明書	提出(従来どおり)	
	土地登記簿(全部事項証明書)	提出(従来どおり)	

押印・原本提出等省略する場合に対応が必要であるもの。

- 注) ・全ての書類で押印省略可能とします。
 ・押印された書類であっても、写しの提出を可能とします(公的証明書は除く。)
 ・従来どおり押印して申請することを妨げるものではありません。
 ・土地使用承諾書など申請者以外の第三者の承諾等を必要とするものについては、押印を省略する場合、署名(自署: 提出分は写しでも可)が必要です。
 ・公的書類(住民票、登記事項証明書等)は廃棄物処理法施行規則の規定により、従来どおり提出が必要です。
 ・郵送による申請を原則とし、新型コロナ対策の一時的措置としてではなく恒久化します。持参で申請を希望する場合は、担当不在の場合もありますので、事前に御相談ください。
 ・本県が発行する許可証には公印を押印します。